

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

2 治療・健康に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

(1) 生活不安・ストレスなどから深刻化するDVについての相談

支援内容	新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安・ストレスなどから、増加や深刻化が懸念されているDVについての相談に応じる。
問い合わせ先	・ 内閣府男女共同参画局 「DV相談ナビ」（電話）0570-0-55210 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html 「DV相談+（プラス）」（電話）0120-279-889 https://soudanplus.jp/